

## 諮詢書

佐市環保第266号  
平成30年10月9日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、  
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

#### 1 諒問事項

環境保全課が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

#### 2 諒問理由

環境保全課においては、35台（リース車を含む。）の公用車を用いてごみ収集や環境パトロールなどの業務を行っており、公用車の使用頻度が極めて高い。

特に、パッカー車によるごみ収集業務は、天候や道路状況等のいかんに関わらず毎日行う作業であり、また、毎年増え続けている多くのごみステーションを周回することから、事故に遭遇するリスクも高く、毎年数件の接触事故を起こしている状況にある。

また一方では、職員の運転マナー等に関する苦情も少なくなく、これらの状況を正確に把握する必要もある。

このため、職員の安全運転意識やマナー・モラルの向上、及び事故発生時の責任の明確化と処理の迅速化を図るため、環境保全課が管理する公用車にドライブレコーダーを設置する。

#### 3 所管課

環境保全課

#### 4 設置時期

平成30年12月（予定）

#### 5 ドライブレコーダーの概要

##### (1) 設置場所及び台数

環境保全課で管理している公用車（全35台）に、カメラ一体型のドライブレコーダーをフロントガラスに前方に向けて設置する。

なお、台数が多いため、パッカー車（全17台）から順次設置する。

##### (2) 記録する情報及び保存方法

- 公用車運転中の前方を中心とした映像情報と車内を中心とした音声情報を記録する。
- 記録した映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）は、公用車内に設置するドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録する。
- 保存する記録データがメモリーカード容量の上限に達したときは、古い記録データに新しい記録データを順次上書きすることで、古いデータを自動的に完全消去する。
- 事故等が発生した場合は、その衝撃をセンサーが感知して上書きを防止し、事故等発生時の記録データを自動で保存する。

##### (3) ドライブレコーダー等の管理

- ドライブレコーダーは着脱可能なものとし、盗難防止等のため、職員が公用車を使用するたびに持ち出して当該公用車に設置し、使用後は取り外して返却する。
- メモリーカードは原則としてドライブレコーダーに装着したままとする。
- 使用しないドライブレコーダーは、環境保全課執務室の施錠が可能なキャビネット等に保管する。

##### (4) 記録データの取扱い

- 記録データは、ドライブレコーダーの管理責任者及び管理責任者から記録データ取扱いの許可を受けた者のみが取り扱うことができる。
- 記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したパソコンに限定する。
- 記録データを複写する必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去する。

## 6 記録データの閲覧及び外部提供等

記録データの閲覧及び外部提供等については、佐賀市個人情報保護条例及びドライブレコーダー運用基準に基づき取り扱う。

具体的には、法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会があった場合や、事故等の状況確認や原因調査のために事故等の相手方（相手方の代理人含む。）と佐賀市の双方で記録データを閲覧・確認する場合、職員の運転マナーについての市民等からの苦情又は通報に基づき管理責任者、取扱者等が記録データを閲覧・確認する場合、又は佐賀市が契約している自動車保険会社の社員等への記録データの閲覧・提供等が考えられる。

## ドライブレコーダー運用基準

### (目的)

第1条 この基準は、環境保全課が管理する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）により記録された映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、職員の安全運転意識の向上、適切な事故処理、事故防止等に資するものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車の前方向の映像情報及び車内の音声情報を記録する装置をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーを用いて記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報及び音声情報をいう。

### (ドライブレコーダーの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、環境保全課が管理する公用車にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置する。
- 3 ドライブレコーダーの作動時間は、公用車の運用時間とする。

### (管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、環境保全課長とする。
- 3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

### (取扱者)

第5条 取扱者は、環境保全課副課長、クリーン業務係長及び公用車業務担当者とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

### (記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。
- 3 記録データを取り扱うことができるパソコン（以下「解析用パソコン」という。）は、管理責

任者が指定する。

- 4 解析用パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみ行うことができる。
- 5 記録データは記録時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

(記録データの視聴の制限)

第7条 記録データ（複写データを含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときに視聴を認めるものとする。

- (1) 市関係者（管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者並びに本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等をいう。以下同じ。）が、公用車による交通事故の状況把握並びに当該事故の原因分析及び究明（以下「公用車事故の状況把握等」という。）を行うとき。
- (2) 市関係者と事故の相手方（相手方が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等を含む。）が、公用車事故の状況把握等を行うとき。
- (3) 管理責任者及び取扱者、運転者、その上司並びに同乗者が、市民等からの苦情又は通報に対し公用車の運転状況の把握を行うとき。

(記録データの外部提供の制限)

第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項ただし書に該当するときに限り外部提供を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項第5号の規定による審査会の意見を聽いたものとして取扱う。

- (1) 公用車事故の状況把握等を行うために、本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等に記録データを提供するとき。
  - (2) 本市の公用車が関与しない交通事故等における状況把握等のための記録データ提供の申し出に対し、特に必要があると管理責任者が認めるとき。
- 2 前項の規定により、外部提供等を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 年 月 日から実施する。